

令和7年(2025年)年5月20日

保護者様

彦根市立城陽小学校
校長 山下 直樹

台風等における非常変災時の措置について（お知らせ）

向暑の候 保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校教育に深いご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、台風等非常変災時の危機回避のため、ご家庭におかれましても災害に備えていただいていることと存じます。つきましては、緊迫事態における子どもたちの登下校の安全を守るため、下記のことについて、ご留意いただきますようお願いいたします。

記

- (1) 午前7時において特別警報・暴風を含む警報が発表されている場合、臨時休業となります。（メール配信等はしません。）
（テレビ局によっては、「臨時休業」のテロップが流される場合もありますが、テロップが流されていない場合でも「特別警報の発表」「暴風を含む警報の発表」により臨時休業となります。）
- (2) 午前7時前の段階にあっても、午前7時における「特別警報・暴風を含む警報」の発表が必至と判断される場合には、臨時休業の措置をとることがあります。その場合は、登録いただいている方へ学校からメール配信または各町地区委員様を通じて連絡します。
- (3) 大雨、洪水、大雪等の警報発表時については、特別な指示のない場合は登校します。なお、登下校にかかる何らかの措置をとる場合は、登録いただいている方へ学校からメール配信または各町地区委員様を通じて連絡します。
- (4) バス通学児童につきましては、登下校とも、バス運行時刻に遅れが生じることが予想されます。バスの大幅な遅れなどがあつた場合は、登録いただいている方へ学校からメール配信を行うと共に、各町地区委員様を通じて連絡します。
- (5) 児童が登校した後で、「特別警報・暴風を含む警報」が発表された場合や緊急に下校させる必要がある場合は、終業時刻の繰上げ、児童引き渡し等の措置をとります。また、通学路等の諸状況を見て、下校時刻を調整するなど、安全に配慮した対応をとります。登録いただいている方へのメール配信、または各町地区委員様を通じて連絡します。
- (6) 警報が発表されず、通常のように登校する場合には、傘をさしての歩行や河川の増水等には十分注意するよう、ご家庭でもご指導ください。